

新型コロナウイルス感染対策

【1】 来所時の検温・消毒の徹底

- ・ 検温 37度～37.5度(平熱による)以上は来所や勤務を禁止。
- ・ 玄関でのアルコール消毒

【2】 不織布マスクの徹底 【職員】

- ・ 不織布以外のマスクは、マスクを着用していない状況と同じ扱いになると保健所より指導を受けました。職員に関しては不織布マスク着用を義務化。

【3】 PCR検査の実施 【職員】

- ・ 発熱や体調不良が見られた職員に対して、民間のPCR検査を実施し陰性確認が取れるまでの期間は出勤停止致します。

【4】 事業所内の消毒作業

- ・ 来所後(午前・午後)の療育で使用した楽器等を次亜塩素酸水にて除菌。

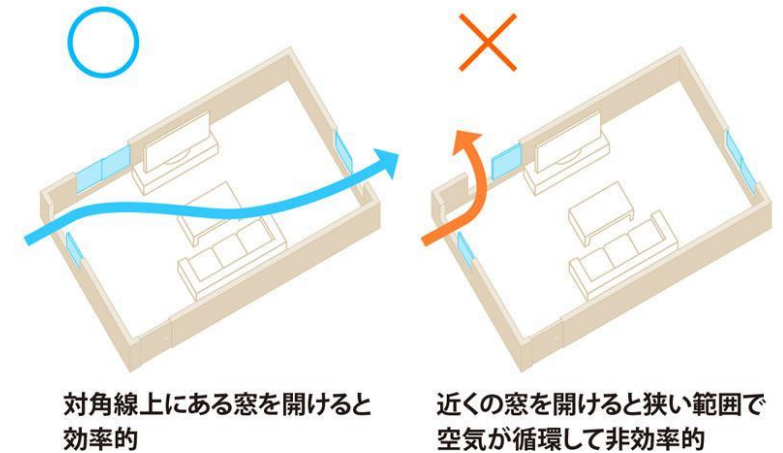
【5】 室内換気（こまめな換気を行う）

- ①職員出勤時 ②児童来所時 ③おやつ時
- ④休憩時 ⑤療育終了後 ⑥職員昼食時

※ウォーミングアップ中は少し窓を開けておく。

※冬場の換気は室温の急激な低下で、体調不良を引き起こしかねないので、寒さを感じたら **1回3～4分**を目安にする。

空気の通り道を作る窓の開け方



【6】 送迎車内の換気

- ・ 運転席側窓を5～10cm、対角線の後部席窓を3～5cm程度を常に開けておく。



【7】 送迎車内の消毒作業

- ・ 午前療育終了時、午後療育終了時にウィルスが付着しやすい箇所を重点的に除菌致します。ドアハンドル、シートベルト、ジュニアシート、ハンドル、シフトノブ等

